

**令和6年度
鶴岡市がんばる中小企業応援事業補助金申請要領**



**令和6年4月
鶴岡市商工観光部商工課**

1. 事業目的

本事業は、本市の中小企業者等が行う経済情勢・経営環境の変化に対応するための積極的な新分野展開・生産性向上・新製品開発等に要する経費の一部を支援し、本市の産業振興を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

- (1) 本市内に事業所(※1)を有する中小事業者(※2)

※1 事務所、店舗等、鶴岡市内に活動拠点があれば、「本市内の事業所」とみなします。

※2 中小事業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいいます。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

- (2) (1)に準ずると市長が特に認めるもの

- (3) 鶴岡市暴力団排除条例(平成24年鶴岡市条例第6号)第6条の規定に該当しないこと
申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

エ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

3. 補助対象事業の要件

- (1) 認定経営革新等支援機関(商工会議所・商工会等)及び(公財)庄内地域産業振興センターのいずれかに、補助事業計画の内容確認を受けた事業であること。

- (2) 交付決定日から令和7年2月28日までに、発注・契約、納品・完了・検収、支払い等、事業上必要な手続きを全て完了すること。

4. 補助対象事業

(1) 新分野展開等支援事業

新分野展開や業種・事業転換等、これらの取組を通じた事業規模の拡大等に要する事業

(2) 生産設備等導入事業

既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備等を導入する事業

(3) 新製品開発支援事業

事業化を目的とした製品開発又は既存製品の改良及び過去1年以内に開発した新製品の販路開拓事業

※ 同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度につき一事業限りになります。

※ 令和3年度及び令和4年度に「新型コロナウイルス感染症対策新分野展開等支援事業補助

金」又は「物価高騰対策生産設備等導入支援事業補助金」の交付を受けている事業者、または令和5年度に当該事業補助金の交付を受けている事業者のうち、事業を拡大するために新たな手法による事業拡大・販路拡大に取り組む場合にも本事業の申請は可能です。ただし、事業採択にあたっては、前記した補助金の交付を受けていないものを優先いたします。

- ※ 申請に際しては、「8. 審査・採択 審査基準」も併せてご確認ください。
- ※ 「(2)生産設備等導入事業」については、単なる設備更新（同等品）や単純な増設は補助対象事業となりません。
- ※ 国や県が実施する補助金との併用はできません。
- ※ 鶴岡市が実施する他の補助金との併用は認められません。

5. 補助率・補助額

- ・補助率：補助対象経費の2分の1以内
- ・補助上限額：100万円（設備投資を伴わないものは上限30万円）

6. 申請期間及びスケジュール

- (1) 申請受付期間
令和6年5月7日（火）～ 令和6年5月31日（金）
（確認を受ける認定経営革新等支援機関への提出期限は令和6年5月24日（金））
- (2) 交付決定
令和6年7月を予定しています。
※ 交付決定前の事前着手（契約・発注・購入等）はできません。
※ 結果（不採択理由等）に関するお問合せには、一切応じかねますので予めご承知おきください。
- (3) 事業実施期間
交付決定日以降～ 令和7年2月28日（金）

7. 提出書類

- ① 交付申請書（様式第1号（第3条関係））
- ② 事業計画書（様式第2号（第3条関係））
- ③ 収支予算書（様式第3号（第3条、第13条関係））
- ④ 鶴岡市がんばる中小企業応援事業計画書（様式第1号（第5項関係））
- ⑤ 認定経営革新等支援機関確認書（支援機関が発行したものを提出）
- ⑥ 【法人】登記事項証明書の写（3か月以内）
【個人】事業所の場所が確認できる書類、本人確認書類（運転免許証等）
- ⑦ 役員名簿（法人のみ）
- ⑧ 市税納付状況の照会に係る届出
- ⑨ その他市長が必要と認める書類（見積書等）

8. 審査・採択

- (1) 審査方法
審査は原則として提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づく総合的な評価により採択の決定を行います。ただし、審査基準①②を満たしていない事業については採択いたしません。

- ①必要な書類がすべて提出されていること
- ②「2 補助対象者」、「3 補助対象事業」の要件に合致すること

【審査のポイントと申請書記載のポイント】

審査のポイント	申請書記載のポイント
本補助金の目的に合致しているか	・本補助金は、市内の産業振興を図るため、経済情勢・経営環境の変化に対応する事業を支援するものです。 ・申請する事業が事業者にどのような効果をもたらすのか、また、雇用の拡大や経済効果など本市の産業振興にどのような効果をもたらすのか、必要性や重要度などを具体的に記載してください。
ターゲット・目的が示されているか	・申請事業のターゲットと目的を明記し、目的とターゲットが結びつく内容を記載してください。
新規性や先進性があり、費用対効果が高い事業か	・事業の新規性や先進性、今後の展望について、業界の状況などを踏まえ具体的に記載してください。 ・市場性や将来性を考慮した費用対効果の高いものとなっているのかを具体的に記載してください。
事業を実行する手法や技術力、組織体制を有しているか	・記載した事業内容を実現するにあたり、どのような方法で事業を進めていくのか具体的に記載してください。 ・外部機関等からの指導や連携により、より実効性の高い仕組みを整えているか具体的に記載してください。
費用の低減が図られているか	・費用の低減が図るための取組みについて具体的に記載してください。
事業の内容・スケジュールは明確であるか。	・どのようなことを実施するのか、今年度の詳細なスケジュールをわかりやすく記載してください。
地域に対する波及効果はあるか	・所属する業界や周辺地域など、地域経済への波及効果が期待される場合はその内容を記載してください。

※ 鶴岡市が実施する他の補助金との関連等がないか。関連等の状況によっては不採択となる場合があります。

9. 補助対象経費

補助対象経費は以下の条件に合致し、かつ各事業の【補助対象経費】に該当する費目が対象となります。

- ① 申請書に記載の事業期間内に契約・取得・支払いが行われたもの（領収書等で支払いが証明できるもの）。
- ② 本事業に係るものとして明確に区分できるもの。
- ③ 申請者が組合・連携体等の団体の場合、構成員間の取引に係る経費は補助対象になりませ

ん。

【補助対象経費】

経費区分	経 費 の 内 容 (例)
機械装置・工具器具費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械・装置、工具・器具等の購入・制作に要する経費 ・機械装置・工具器具の借り上げ（リース）料 <p>【補助対象とならない経費（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量産用経費及び補助事業以外にも使用することができる汎用性設備（パソコン、カメラ、コピー機等） ・通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等 ・割賦・リースの場合、申請期間外の期間に係る経費 ・自家用機械類の修繕等（単純更新は不可） ・エアコン（冷房機器、暖房機器）、空気清浄機、掃除機 ・自動車、自転車、船舶、動物、農業用機械、特殊車両等の購入費用 ・楽器、娯楽・遊戯機器と認められるもの ・イス、机、棚など家具と認められるもの、じゅうたん等の床用敷物、室内装飾品 ・不動産建設や改修、機械装置設置のための工事費 ・生産性向上に直接的に結びつかないシステム構築費（人事管理・勤怠管理システム等）
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・開発品の構成部分、または研究開発等の実施に際し、直接消費される原料、材料、部品の購入にあたる経費 <p>【補助対象とならない経費（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入する原材料等の数量は必要最小限とし、事業期間中に使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。 ・新製品がカスタマイズ品の場合、完成品の購入にかかる費用は補助対象となりません。 ・グループを構成する事業者間における受注発注取引に係る経費
委託費・共同研究費※1	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、研究機関等と委託または共同で研究開発を行う場合に要する経費 ・新製品の評価のための成分分析費等を専門機関に依頼する経費 ・パッケージや商品ラベルのデザイン料 ・委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属するもの
外注加工費※1	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の再加工及び設計等に要する経費 ・外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属するもの <p>【補助対象とならない経費（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業で取り組む販路開拓や業務効率化に結びつかない工事 ・委託業務が第三者に再委託されたもの ・委託業務の成果物が委託先の資産となるもの
専門家謝金・旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの技術相談・指導を受けるために、契約に基づいた謝金または旅費として支払われる経費。旅費は、旅費規定がない場合は原則実費とする。 （※契約に基づかない単なる謝礼は対象外）
市場調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・市場調査、先行技術の調査に要する経費 ・コンサルティングに要する経費 ・試作品の求評等の委託に要する経費 ・その他、当該事業の遂行に必要な知識、情報、意見等を収集するための調査の委託に要する経費 <p>【補助対象とならない経費（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査の実施にともなう記念品代、謝礼等

経費区分	経費の内容(例)
会場設営費・出展費	<ul style="list-style-type: none"> ・出展料（自社でイベントを企画する場合、会場借上料）※2 ・会場設営費（光熱水費、椅子・机等のリース代） ・ポスター、パネル、模型制作費 ・輸送費（展示用資材等の運搬について業者に委託する経費） ・通訳費（海外で行われるイベントの場合）
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象製品のパンフレット、PRビデオ(1本)の制作費 ・補助対象製品の新聞・雑誌・WEBサイト等への掲載料

- ※1 当該事業総体経費に占める委託費・外注加工費の割合に特段の定めはありませんが、補助事業の趣旨（本来事業のすべてを申請者が行うべきもの）から、極端な委託費・外注加工費の計上にはご注意ください。また、補助事業者が製造するものであり、製品製造の中核をなす部分を委託費・外注加工費に計上することはできません。
- ※2 出展費のみ、事業期間より前に出展申込・契約した場合でも補助対象となります。ただし、出展及び出展料の支払いは事業期間内に行われるものに限りします。

10. 実績報告

【提出書類】

- ①補助事業等実績（状況）報告書（様式第9号(第11条、第13条関係)）
- ②事業報告書（様式第2号(第3条関係)）
- ③収支計算書（様式第3号(第3条、第13条関係)）
- ④その他市長が必要と認める書類（請求書、領収書、完成写真等）

※ 令和7年度から令和9年度まで（3年間）の事業効果の実績報告を提出いただく予定です。

【実績報告書提出期限】

事業完了の日から起算して30日を経過する日または令和7年2月28日のいずれか早い日

11. 情報公開

採択事業については、事業名、事業概要、申請者の名称及び代表者名をホームページ等で公表することがあります。当該項目の公表については、申請者の了解を得たものとさせていただきます。

12. お問い合わせ及び書類提出先

鶴岡市商工観光部 商工課
〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25
TEL：0235-35-1299 FAX：0235-25-7111
E-mail：shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

ご不明な点等がございましたら、上記お問合せ先までご連絡をお願いいたします。
申請内容や申請書の記載方法のご相談もお受けしておりますので、ぜひご相談ください。